

**WEBでも
情報の申告ができます!**

**全国で相談を受付けています!
お気軽にお電話ください!**



アクセスはこちらから
<https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/>



QRコードを
読み取ると簡単に
アクセスできます

➡➡ または

申告情報受付窓口

検索



秘密は絶対に守ります!

担当部署	電話番号
中小企業庁 消費税転嫁対策室	03-3501-1502 03-3501-1503
北海道経済産業局 消費税転嫁対策室	011-728-4361
東北経済産業局 消費税転嫁対策室	022-217-0411
関東経済産業局 消費税転嫁対策室	048-783-3570 048-600-0288
中部経済産業局 消費税転嫁対策室	052-589-0170
近畿経済産業局 消費税転嫁対策室	06-6966-6038
中国経済産業局 消費税転嫁対策室	082-205-5337
四国経済産業局 消費税転嫁対策室	087-811-8564 087-811-8529
九州経済産業局 消費税転嫁対策室	092-482-5590
沖縄総合事務局 経済産業部 消費税転嫁対策室	098-866-0035

消費税の転嫁

でお困りの方

取引先から消費税が
支払われない...



税率アップ後も
税込単価が変わらない...



中小企業庁や
最寄りの**経済産業局**に
ご相談ください!



転嫁Gメンがあなたの相談に応じます!
秘密は絶対に守ります!



こんなことがあったら

消費税の転嫁拒否にあっているかもしれません！

減額
買いたたき



取引先から消費税分を支払ってもらえない。

支払いの際に、消費税分を差し引かれて支払われた。

以前と同様の取引にも関わらず、消費税率引上げを理由に、**税込価格を下げられた。あるいは、据え置かれた。**

商品購入
役務利用
または
利益提供
の要請



取引先から、**指定された商品を購入しなければ、消費税を上乗せしない**と言われた。

消費税率引上げの際に、**取引先の店舗の値札貼り替えを要請**された。

本体価格
(税抜価格)
での
交渉の拒否



取引先が指定する**見積書等の様式が税込価格しか記載できない**になっている。

税抜価格と消費税額を分けて記載した見積書等を提出したところ、**取引先から拒否**された。

消費税の転嫁・表示方法等に関する相談は？



Check

消費税価格転嫁等総合相談センター

センターでは次のような相談を受け付けます。

- 転嫁に関する問い合わせ ●広告・宣伝に関する問い合わせ
- 消費税の総額表示に関する問い合わせ ●便乗値上げに関する問い合わせ

※消費税法改正の内容に関して、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※センターの応答事例は、消費税価格転嫁等総合相談センターのHP(<http://www.tenkasoudan.go.jp>)に掲載されているのでご参考にしてください。

ご相談は専用ダイヤルまたはメール(HP上の専用フォーム)をご利用ください。

専用ダイヤル：☎0570-200-123

【受付時間】9:00～17:00(土日祝日・年末年始を除く)

※お住まいの地域に応じた通話料金がかかります。実際にかかる金額は音声ガイダンスで御案内しております。

メール(HP上の専用フォーム) (24時間受付)

<http://www.tenkasoudan.go.jp>

① 転嫁拒否等の行為の是正、転嫁カルテル・表示カルテルに関する問い合わせ先

公正取引委員会取引企画課 ☎03-3581-5471 (代表)

② 転嫁を阻害する表示の是正に関する問い合わせ先

消費者庁表示対策課 ☎03-3507-8800 (代表)

③ 消費税の総額表示義務の特例に関する問い合わせ先

財務省主税局税制第二課 ☎03-3581-4111 (代表)

(その他) 便乗値上げに関する問い合わせ先

消費者庁消費者調査課 ☎03-3507-9196